

大阪市告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	敷地の幅員	敷地の延長
東住吉区 第2025-01号線	東住吉区矢田7丁目 331番の3地先から 同区同 277番の1地まで	m 1.28～ 11.83	m 325.44

(建設局総務部管財課)